

## 高砂市アダプトプログラム推進事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民にとって身近な公共空間である公園、道路、河川等の公共施設（以下「公園等」という。）について、市民のボランティアによる環境美化活動を支援するアダプトプログラム推進事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、市と市民が協働して築く緑あふれる美しいまちづくりを推進するとともに、市民の環境美化に対する意識の高揚と地域コミュニティの再生を促進することを目的とする。

### (対象者)

第2条 本事業の対象となる者は、市内のグループ、NPO、自治会、事業者その他の団体で、構成員が3名以上の団体とし、第6条第1項に規定する合意書を締結したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、本事業の対象としないものとする。

- (1) 団体の構成員のうち、市内に住所を有する者、市内の学校に在学している者及び市内の事業所又は事務所に勤務する者の総数が当該団体の構成員の過半数に満たない団体
- (2) 団体の名称に特定の公職の候補者の氏名、公職にある者の氏名又はこれらの者の通称名を冠する団体
- (3) 団体の構成員である未成年者が事業に参加することについて、当該未成年者の保護者の同意を得ていない団体
- (4) 団体の構成員である未成年者を代表者とする団体
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする団体
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本事業の趣旨に反する行為を行うおそれがあると市長が認める団体

### (対象活動区域)

第3条 本事業の対象となる活動区域（以下「活動区域」という。）は、市が管理する道路、緑道、河川等の施設とする。

2 活動区域は、活動者の安全確保を第一義とし危険な区域での活動は認めてはならない。

### (対象環境美化活動)

第4条 本事業の対象となる環境美化活動（以下「美化活動」という。）の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 活動区域内の空き缶、吸い殻等の散乱ごみの収集及び除草
- (2) 活動区域内の花の植栽及び花壇の手入れ
- (3) 収集ごみ等の運搬

- (4) 活動区域内における遊具等施設の損傷、不法投棄等の情報の提供
  - (5) その他本事業の目的の達成のために必要と認める美化活動
- 2 収集した空き缶、吸い殻等の散乱ごみは、当該区域の属する集積所へ市の収集日に排出するものとする。ただし、これにより難い場合は、市長が指示する方法により排出し、又は所管課が回収するものとする。
- 3 実施する美化活動は、団体の自主性及び多様性を尊重し、団体独自で定めるものとする。この場合において、当該美化活動は、営利目的、政治活動、布教活動等の本事業の趣旨に反する目的で実施する美化活動でないものでなければならない。

(参加の申込み)

- 第5条 本事業への参加を希望する団体は、高砂市アダプトプログラム推進事業参加申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に高砂市アダプトプログラム推進事業活動参加者名簿（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、結果を通知するものとする。

(合意書の締結)

- 第6条 前条第2項の規定による審査の結果、申込書に記載された内容が適当と認められた団体（以下「活動団体等」という。）は、市長と高砂市アダプトプログラム推進事業合意書（様式第3号）を締結するものとする。
- 2 活動団体等は、合意書の内容を変更する必要があるときは、高砂市アダプトプログラム推進事業活動変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(市の支援)

- 第7条 市長は、活動団体等に対して次に掲げる支援を行うものとする。
- (1) 別表で定める美化活動に必要な清掃用具等の支給又は貸与
  - (2) アダプトサイン（看板）の設置（希望する団体に限る。）
  - (3) その他市長が必要と認める事項

(実績報告書の提出)

- 第8条 活動団体等は、毎年度終了後4月末までに、前年度分の高砂市アダプトプログラム推進事業活動実績報告書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(合意の解除)

- 第9条 活動団体等は、第6条の規定により締結した合意の解除を希望するときは、高砂市アダプトプログラム推進事業活動辞退届（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 前項に規定するもののほか、市長は、次のいずれかに該当する事由が生じたときは、第6条の規定により締結した合意を解除することができるものとする。

- (1) 活動団体等の活動が合意書の内容と異なるとき。
- (2) 活動団体等が公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行ったとき。
- (3) その他市長が特に必要と判断したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

清掃用具等

品名	支給基準	支給年度	支給内容
鎌	活動構成員※4人当たり	初年度	1本
竹ぼうき	活動構成員4人当たり	初年度	1本
くま手	活動構成員4人当たり	初年度	1本
ちりとり	活動構成員10人当たり	初年度	1本
ごみはさみ	活動構成員1人当たり	初年度	1本
ごみ袋	活動1回1人当たり	毎年度	3袋
軍手	活動構成員1人当たり	毎年度	3双
花の苗	1団体当たり予算の範囲内	毎年度	必要数
その他	清掃を行うにあたり必要と認められる物		

※活動構成員とは、第5条第1項の規定により提出された参加者をいう。